

単品スライド条項の運用要領【建設部】

令和 4 年 6 月 3 0 日

建設部長決裁

1 目的

本要領は、原油価格や物価の高騰などに伴う原材料費等の著しい価格変動が生じた際に、草加市建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項（いわゆる「単品スライド条項」）を円滑に運用できるよう、対象品目や対象工事材料などを内規として定めるものです。

2 単品スライド条項の対象

（１）本要領の対象工事

建設部が発注する土木、機械、電気工事等のうち、原則、請求時点で残工期が 2 ヶ月以上ある工事を対象とする。

（２）対象品目

対象は、主要な工事材料のうち価格の高騰が見られる材料を、以下の品目として分類し、それぞれにおける増額分が対象工事費の 1 % を超えるものとする。

①鋼材類

②燃料油

③アスファルト類

④コンクリート類

⑤その他

（３）主要な工事材料

主要な工事材料は以下を想定しているが、詳細については工事毎の協議とする。

①鋼材類

1) H形鋼 2) 異形鋼棒 3) 厚板 4) 鋼矢板 5) 鋼管矢板
6) 鉄鋼 2 次製品 7) ガードレール 8) スクラップ 等

②燃料油

1) ガソリン 2) 軽油 3) 混合油 4) 重油 5) 灯油

※潤滑油など燃料油でないものは対象外

③アスファルト類

- 1) アスファルト混合物 2) アスファルト乳剤 3) ストレートアスファルト
4) 改質アスファルト 等

④コンクリート類

- 1) レディーミクストコンクリート（生コン） 2) セメント 3) モルタル
4) コンクリート混和剤 5) コンクリート用骨材 6) コンクリート2次製品
等

⑤その他

原材料費の価格の上昇など上昇要因が明確な主要な工事材料を対象とする。
なお、算定は単品毎に行うものとする。

3 参考資料

単品スライド条項を運用するにあたり、以下を参考とする。

- ①草加市建設工事請負契約約款 令和2年10月 草加市
②草加市建設工事請負契約約款運用基準 令和4年 5月 草加市
③埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版） 令和4年 2月 埼玉県
④アスファルト類に関する運用マニュアル（案）
平成25年 1月 国土交通省 東北地方整備局
⑤単品スライドのコンクリート類についての運用について
平成25年 3月 国土交通省 大臣官房

附則

この要領は 令和4年6月30日から施行する。